

養 殖 瓦 版

平成17年1月13日発行

(4号)

発行：千葉県水産研究センター・養殖研究室

〒295-0024 千葉県安房郡千倉町平磯 2492

phone：0470-43-1111 fax：0470-43-1114

「水産用医薬品の使用について」第18報について

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

さて、しばらく間があいてしまいましたが、養殖瓦版をお届けします。

「水産用医薬品の使用について」のパンフレット第18報が発行されました。昨秋に各養殖場にお伺いして、養殖場の様子などを見せていただくとともにパンフレットをお配りしてきたところです。パンフレットを配布したときにも簡単に説明をしましたが、17報からの変更点がいくつかありますので、改めて紹介します。

変更の要点は、6点あります。

- ・ 昨年度に薬事法が一部改正されたことに伴い、①医薬品の自己製造、個人輸入の禁止、②未承認医薬品の使用の禁止が規定され、平成15年7月30日に施行されたこと。
- ・ ふぐ目魚類用の経口駆虫剤(えらむし用)が使用基準の対象医薬品に追加されました。
商品名：マリンバンテル(有効成分：フェバンテル)。
- ・ ぶりの注射ワクチンが2種類新規に追加されました。
ぶりのイリドウィルス感染症ワクチンと、ぶりの α 溶血性レンサ球菌症+ビブリオ病の混合ワクチンです。
- ・ 過酸化水素を有効成分とする駆虫剤(商品名：マリンサワーSP30)の効能・効果にすずき目魚類のえらむし症が追加されました。
- ・ フルメキンを有効成分とする飼料添加剤として承認されていた医薬品(商品名：ファンタシン、適応症：すずき目魚類の類結節症)は使用できなくなりました。
- ・ ポリスチレンスルホン酸オレアンドマイシンを有効成分とする飼料添加剤として承認されていた医薬品(商品名：オレアンドシン、適応症：すずき目魚類のレンサ球菌症)は使用できなくなりました。

今回の改訂で使用できなくなった医薬品がありますのでご注意ください。

また、ひらめの β 溶血性レンサ球菌症ワクチン(注射用)が医薬品としての承認の手続きに入っているとの情報があります。詳細が分かりましたら、またお知らせします。

ご不明の点がありましたら、水産研究センター養殖研究室までお問い合わせ下さい。

今後ともよろしくお願いいたします。